認定番号※

学校担当者記入

就学支援金・学び直し支援金・専攻科支援金

※本庁記入欄□生活保護□第1子□第2子以降

様式1-1 年 月 日 沖縄県知事 高校生等奨学給付金受給申請書 ※必須項目 下記の4点を確認の上、左の口にレ点を付けてください。 この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。 この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従いその全額を即時返還します。 私は沖縄県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っておりません。 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)) の支弁対象ではありません。 ※該当する□にレ点をつけてください。 |課税証明書・生活保護法の規定による生活保護受給証明書を提出します。 高校生等奨学給付金の受給を申請します。 申 ふりがな 請 者 申請者 住 氏名 所 (電話番号) □ 未成年後見人である里親 □ 未成年後見人 □ 親権者 高校生等との関係 ※該当する□にレ点を記入 □ 主たる生計維持者 口 生徒本人 □ その他() 【対象となる高校生等について】 ふりがな 昭和 月 生年月日 日 平成 生徒氏名 立 学校 課程 学科 名称 在 学する 所在地 学 在学中に給付金を 校 在学 日 学年 月 在学中 口 受給した回数 期間 【過去の高等学校等における在学期間】 在学中に給付金を <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 学校名 高等学校 制課程 受給した回数 在学期間 年 月 年 月 日 日 \sim 口 在学中に給付金を 制課程 学校名 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 高等学校 受給した回数

年

月

日

口

在学期間

年

月

日

 \sim

\mathbb{D}	→受給し 」 生活保護		がわかる証明書を添作 いますが、生業扶助!		以下は記載の必要はありません。 けん。	
2 [呆護を受給していま	せん。→(2)以下		
※4月1	1 日現在、当		課税世帯のみ記入して ×人以外で扶養されてい		場合で15歳(中学生を除く。)以」	上23歳
大 との	生等	氏 名	生年月日	学校名・職業	※高校に通学している方は該当する□に↓	レ点を記り
養 現 実 ───					□通信制 □通信制以外 □休学	卢中
失 ア 犬					□通信制 □通信制以外 □休学	生中
兄					□通信制 □通信制以外 □休学	2中
			】 次の者の課税証明書 け 付けてください。		ます。	
	皆(両親) 2			→#B\ 200 1 *	₩ IB A	
──────────────────────────────────────	生徒が未成 ^を 1 名分	牛(18歳未活	嵩)であり、親権者(同	可親)か2人仔仕す	る場合 	
和推		 名が、日本国内		 :ない場合		
			, ,,,,		確認ができないため、給付対象外となり	ます。
		等により親権者				. ^
				を得す、親権者の	1人の課税証明書等を提出できない場	<u> </u>
	親権者が存	在せず、未成年 見人が法人であ	_,		見人が複数選任されている場合は、全 けべきこととされている者である場合	
生徒の		収入により維持	寺している者(主たる <i>生</i>	上計維持者) (両親	等) 2名分	
	生徒が在学ない場合	中に成人した場	合で、成人する直前の	未成年の時点から	申請の時点で生計を維持する者に変更	ヹ が
 生徒 <i>0</i>			寺している者(主たる≦ ○保険証の写しを添付し			
-			ぶ、日本国内に住所を有		<u></u>	
-			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	したことかない場合		
()			税期日に日本国内に住所を	有していない場合、課	税額の確認ができないため、給付対象外と	なりま
()	生徒が未成っ	年だが、親権者	税期日に日本国内に住所を 首又は未成年後見人が存	有していない場合、課在しない場合(※)		なりま
()	生徒が未成れる	年だが、親権者 生徒が成人であ	税期日に日本国内に住所を 首又は未成年後見人が存 うったが、主たる生計維	有していない場合、課 在しない場合(※) 持者が存在する場合	☆ (※)	
()	生徒が未成る人学時点で生徒が成人	年だが、親権者 生徒が成人であ であり、未成年	税期日に日本国内に住所を 育又は未成年後見人が存 うったが、主たる生計維 この時点で親権者が1人	有していない場合、課 在しない場合(※) 持者が存在する場合 だった場合又は成。	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ	
	生徒が未成る人学時点で生徒が成人	年だが、親権者 生徒が成人であ であり、未成年	税期日に日本国内に住所を 首又は未成年後見人が存 うったが、主たる生計維	有していない場合、課 在しない場合(※) 持者が存在する場合 だった場合又は成。	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ	
生徒本	生徒が未成る 入学時点で、 生徒が成人、 生徒が成人、	年だが、親権者 生徒が成人であ であり、未成年 であり、未成年	税期日に日本国内に住所を 育又は未成年後見人が存 うったが、主たる生計維 この時点で親権者が1人	有していない場合、課在しない場合(※) 注持者が存在する場合 だった場合又は成。 成年後見人が存在	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ	
生徒之	生徒が未成った。 入学時点で、 生徒が成人、 生徒が成人、 *人 □□ 成人に達し、	年だが、親権者 生徒が成人であ であり、未成年 であり、未成年 ており、自身か	税期日に日本国内に住所を 首又は未成年後見人が存 かったが、主たる生計維 この時点で親権者が1人 この時点で親権者又は未	有していない場合、課在しない場合(※) 注付者が存在する場合 だった場合又は成。 成年後見人が存在しる場合	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ しない場合(※)等	
生徒之(3) (3) (4) 【保護(4) 】	生徒が未成った。 大学時点で、 生徒が成人、 生徒が成人、 *人 ロロ 成人に達し、 親権者、未 者等について	年だが、親権者生徒が成人であり、未成年であり、未成年であり、自身が成年後見人又に	税期日に日本国内に住所を 首又は未成年後見人が存 かったが、主たる生計維 この時点で親権者が1人 この時点で親権者又は未 でまたる生計維持者であ	有していない場合、課在しない場合(※) 注持者が存在する場合 だった場合又は成っ でのた場合又は成っ は年後見人が存在し る場合 である場合	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ しない場合(※)等 場合 等	
生徒之6 □ □ 4)【保護	生徒が未成った。 大学時点で、 生徒が成人、 生徒が成人、 *人 ロロ 成人に達し、 親権者、未 者等について	年だが、親権者生徒が成人であり、未成年であり、未成年であり、自身が成年後見人又に	税期日に日本国内に住所を 対スは未成年後見人が存 かったが、主たる生計維 この時点で親権者が1人 この時点で親権者又は未 ご主たる生計維持者であ は主たる生計維持者のい	有していない場合、課在しない場合(※) 注持者が存在する場合 だった場合又は成っ でのた場合又は成っ は年後見人が存在し る場合 である場合	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ しない場合(※)等 場合 等	た場合

様式1-2

様式1-3 (別紙)

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合 には、過去の高等学校等における学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校(<u>専攻科含む</u>)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 学校の「名称」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「<u>④高等学校(専攻科)</u>」「<u>⑤</u>中等教育学校(後期課程)」、「<u>⑥</u>高等専門学校(1~3学年)」、「<u>⑦</u>専修学校(高等課程)昼間学科」、「<u>⑧</u>専修学校(一般課程)昼間学科」、「<u>⑨</u>専修学校(高等課程)夜間等学科」、「<u>⑩</u>専修学校(一般課程)通信制学科」、「<u>⑩</u>専修学校(一般課程)通信制学科」、「<u>⑩</u>専修学校(一般課程)通信制学科」、「<u>⑩</u>専修学校(一般課程)通信制学科」、「<u>⑩</u>専修学校(外国人学校)」、「<u>⑭</u>各種学校(その他)」の別を記入すること。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①~⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項,第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①「生業扶助を受給しています。」に該当する場合は、4月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (3)②に該当するとするときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。 (3)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメ スティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、 親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(3)⑤並びに⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (3)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類(課税証明書・非課税証明書等) を添付してください。
- ホ (3)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合 法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳(中学生は除く。)以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合 には、奨学給付金の受給資格はありません。(専攻科に在学している者を除く。)
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による 措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く) が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

債権者登録(新規・変更)申請書

1	□一般 □公共団体 [□特定債権者 □	非常勤等	□一時債	権者 🗆	職指定の	資金前	渡員
	処理	1:新規				者コード		
		2:変更						\top
		3:削除						
	郵便番号			電話番	:号			
	(フリガナ)							
	住 所							
	(フリガナ)							
氏	名又は法人名							
	業種			入札参	加資格	1 :	有(2): 無
	++++++++	1 : 支 払	証	2):	口座	振 替		
	支払方法	7 : 隔地排	ム(郵便電信	意) 8:	納付書は	こよる支払	4	
	預金種目	1 : 普通預金	≥ 2 : ≥	当座預金	3 : 別]段預金	※貯書	蓄預金は不可
	(フリガナ)			公日 クニ				
	金融機関名			銀行				支店
	店番		口座番	号				
(カタカナ	ロ座名義 又は アルファベット)							
	氏うらの記載どおり記入							
	(フリガナ)							
前払保	金融機関名			銀行				支店
証を受ける口座を								
設ける必	店番		口座番	号				
要がある 場合の	口座名義 (カタカナ 又は アルファ							
み記入	ベット)※通帳表紙 うら の記載どおり記入							
	おり申請します。				令	n 年	 月	日
沖縄県知			申請者 住	正	71 ∕	ін 🕂	Л	Н
伊湘宗为	H ず 版		中明石 住	.121				
			氏	夕				
			11	1 1				

債権者登録申請書記入要領 債権者登録(新規·変更)申請書

債権者コード

□一般 □公共団体 □特定債権者 □非常勤等 □一時債権者 □職指定の資金前渡員

処理

処理

1:新規

	2:変更					
	3:削除					
郵便番号	900-8	571	電話	番号	098-866	-2711
(フリガナ)	ナハシイズミ	ザキイッチョ	ウメニノ	ドンニゴウ		
	那覇市泉崎	5一丁目2	番2号	를		
住 所						
(フリガナ)	リュウキュウ	マツ				
氏名又は法人名	琉球	マツ				
業種			入札	参加資格	1 : 有	②: 無
	1 : 支 払	ム 証	\bigcirc 2): 口座	振 替	
文	7 : 隔地	払(郵便電信	意) 8	:納付書	による支払	
預金種目	1: 普通預金	2 : 当	座預金	3 : 別	」段預金 ※貯	蓄預金は不可
(フリガナ)	0 0 (0	ギン		0 0	シテン
金融機関名	\bigcirc	\bigcirc	銀	·行	\circ	支店
		·				
店番	000	口座番	号		000000	
口座名義 カタカナ又はアルファベット)						
《通帳表紙うらの記載どおり記入		را	ノュウ=	キュウ	マツ	
(フリガナ)						
抗保 6			銀	行		支店
Eを受け 金融機関名						
5口座を なける必 <u>店番</u>		口座都	: 粤			
要がある <u>口座名義</u> 場合の (カタカナ又はアルファ						
4記入 ベット)※通帳表紙5ら						
の記載とおり記入				^ T -		1
上記のとおり申請します。 沖縄県知事 殿	E	申請者 住	所 <mark>那</mark>		○ 年 ○○ -丁目2番2号	月 〇〇 日
		1 hH. D. T.	171 73 1		1 U C H C D	
		<i>~ .</i>	T	_,,,		
		氏名	琉球	マツ		

記入の必要はありません

住所は正確に記入して下さい (県外の方は都道府県名から記入して下さい。)

「業種」「入札参加資格」は記入の必要はありません。

奨学のための給付金は、口座振替によりお支払いします。

該当する番号を〇で囲んで下さい。貯蓄預金は登録できません。

金融機関が農協、信金等の場合もこの欄に記入して下さい。

店番、口座番号、口座名義人は預金通帳等に基づき、正確に記入して下さい。 口座名義は通帳表紙うらに記載されているカタカナ又はアルファベットを記入して下さい。

記入しない

通帳の写し等、本人確認ができる書類を提出していれば、押印不要です。

生活保護受給証明書

				年		月	日
			福	祉事務所長		印	
下記の内容に相違ないこと (該当する□にレ点をつ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
□ 1. 生業扶助あり □ 2. 生業扶助なし	(生業扶助開始日	年	月	日)			
世帯主氏名	住所						
世帯員氏名							
氏 名	続柄	生年月日		保護閉	見始日	1	
				年	月	日	
				年	月	日	
				年	月	日	
				年	月	日	
				年	月	日	
				年	月	日	
				年	月	日	
証明書の使用目的							
高校生等奨学給付金の	の受給手続のため						
備考							

認定番号※

学校担当者記入

就学支援金・学び直し支援金・専攻科支援金

※本庁記入欄 □生活保護 □第1子 □第2子以降

様式1-4 年 月 H 沖縄県知事 高校生等奨学給付金(家計急変) 受給申請書 ※必須項目 下記の4点を確認の上、左の口にレ点を付けてください。 この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。 この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従いその全額を即時返還します。 私は沖縄県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っておりません。 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)) の支弁対象ではありません。 ※下記に家計急変による申請理由を記載ください。 家計急変の理由【 ※該当する□にレ点をつけてください。 □│課税証明書・生活保護法の規定による生活保護受給証明書を提出します。 高校生等奨学給付金の受給を申請します。 申 ふりがな 請 者 申請者 住 氏名 (電話番号) 所 □ 未成年後見人 □ 未成年後見人である里親 □ 親権者 高校生等との関係 ※該当する□にレ点を記入 □ 主たる生計維持者 □ 生徒本人 □ その他() 【対象となる高校生等について】 ふりがな 昭和 生年月日 年 月 日 平成 生徒氏名 立 学校 課程 学科 名称 在 所在地 る学 校 在学 在学中に給付金を 年 学年 年 月 日 ~ 在学中 回 期間 受給した回数 【過去の高等学校等における在学期間】 在学中に給付金を 学校名 立 高等学校 制課程 受給した回数 在学期間 月 年 年 日 月 日 口 \sim 在学中に給付金を 立 高等学校 制課程 学校名 受給した回数 年 在学期間 年 月 月 日 日 回

\mathbb{D}	→受給し 」 生活保護		がわかる証明書を添作 いますが、生業扶助!		以下は記載の必要はありません。 けん。	
2 [呆護を受給していま	せん。→(2)以下		
※4月1	1 日現在、当		課税世帯のみ記入して ×人以外で扶養されてい		場合で15歳(中学生を除く。)以」	上23歳
大 との	生等	氏 名	生年月日	学校名・職業	※高校に通学している方は該当する□に↓	レ点を記り
養 現 実 ───					□通信制 □通信制以外 □休学	卢中
失 ア 犬					□通信制 □通信制以外 □休学	生中
兄					□通信制 □通信制以外 □休学	2中
			】 次の者の課税証明書 け 付けてください。		ます。	
	皆(両親) 2			→#B\ 200 1 *	₩ IB A	
──────────────────────────────────────	生徒が未成 ^を 1 名分	牛(18歳未活	嵩)であり、親権者(同	可親)か2人仔仕す	る場合 	
和推		 名が、日本国内		 :ない場合		
			, ,,,,		確認ができないため、給付対象外となり	ます。
		等により親権者				. ^
				を得す、親権者の	1人の課税証明書等を提出できない場	<u> </u>
	親権者が存	在せず、未成年 見人が法人であ	_,		見人が複数選任されている場合は、全 けべきこととされている者である場合	
生徒の		収入により維持	寺している者(主たる <i>生</i>	上計維持者) (両親	等) 2名分	
	生徒が在学ない場合	中に成人した場	合で、成人する直前の	未成年の時点から	申請の時点で生計を維持する者に変更	ヹ が
 生徒 <i>0</i>			寺している者(主たる≦ ○保険証の写しを添付し			
-			ぶ、日本国内に住所を有		<u></u>	
-			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	したことかない場合		
()			税期日に日本国内に住所を	有していない場合、課	税額の確認ができないため、給付対象外と	なりま
()	生徒が未成っ	年だが、親権者	税期日に日本国内に住所を 首又は未成年後見人が存	有していない場合、課在しない場合(※)		なりま
()	生徒が未成れる	年だが、親権者 生徒が成人であ	税期日に日本国内に住所を 首又は未成年後見人が存 うったが、主たる生計維	有していない場合、課 在しない場合(※) 持者が存在する場合	☆ (※)	
()	生徒が未成る人学時点で生徒が成人	年だが、親権者 生徒が成人であ であり、未成年	税期日に日本国内に住所を 育又は未成年後見人が存 うったが、主たる生計維 この時点で親権者が1人	有していない場合、課 在しない場合(※) 持者が存在する場合 だった場合又は成。	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ	
	生徒が未成る人学時点で生徒が成人	年だが、親権者 生徒が成人であ であり、未成年	税期日に日本国内に住所を 首又は未成年後見人が存 うったが、主たる生計維	有していない場合、課 在しない場合(※) 持者が存在する場合 だった場合又は成。	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ	
生徒本	生徒が未成る 入学時点で、 生徒が成人、 生徒が成人、	年だが、親権者 生徒が成人であ であり、未成年 であり、未成年	税期日に日本国内に住所を 育又は未成年後見人が存 うったが、主たる生計維 この時点で親権者が1人	有していない場合、課在しない場合(※) 注持者が存在する場合 だった場合又は成。 成年後見人が存在	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ	
生徒之	生徒が未成った。 入学時点で、 生徒が成人、 生徒が成人、 *人 □□ 成人に達し、	年だが、親権者 生徒が成人であ であり、未成年 であり、未成年 ており、自身か	税期日に日本国内に住所を 首又は未成年後見人が存 かったが、主たる生計維 この時点で親権者が1人 この時点で親権者又は未	有していない場合、課在しない場合(※) 注付者が存在する場合 だった場合又は成。 成年後見人が存在しる場合	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ しない場合(※)等	
生徒之(3) (3) (4) 【保護(4) 】	生徒が未成った。 大学時点で、 生徒が成人、 生徒が成人、 *人 ロロ 成人に達し、 親権者、未 者等について	年だが、親権者生徒が成人であり、未成年であり、未成年であり、自身が成年後見人又に	税期日に日本国内に住所を 首又は未成年後見人が存 かったが、主たる生計維 この時点で親権者が1人 この時点で親権者又は未 でまたる生計維持者であ	有していない場合、課在しない場合(※) 注持者が存在する場合 だった場合又は成っ でのた場合又は成っ は年後見人が存在し る場合 である場合	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ しない場合(※)等 場合 等	
生徒之6 □ □ 4)【保護	生徒が未成った。 大学時点で、 生徒が成人、 生徒が成人、 *人 ロロ 成人に達し、 親権者、未 者等について	年だが、親権者生徒が成人であり、未成年であり、未成年であり、自身が成年後見人又に	税期日に日本国内に住所を 対スは未成年後見人が存 かったが、主たる生計維 この時点で親権者が1人 この時点で親権者又は未 ご主たる生計維持者であ は主たる生計維持者のい	有していない場合、課在しない場合(※) 注持者が存在する場合 だった場合又は成っ でのた場合又は成っ は年後見人が存在し る場合 である場合	合(※) 人後に主たる生計維持者が1人になっ しない場合(※)等 場合 等	た場合

様式1-5

記入上の注意

- 【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。
 - イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等 に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
 - 口 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程 (専攻科を含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学 校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをい います。
 - ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には,「①高等学校(全日制)」,「②高等学校(定時制)」,「③高等学校(通信制)」,「④高等学校(専攻科)」,「⑤中等教育学校(後期課程)」,「⑥中等教育学校(専攻科)」,「⑦高等専門学校(1~3学年)」,「⑧専修学校(高等課程)昼間学科」,「⑨専修学校(一般課程)昼間学科」,「⑩専修学校(高等課程)夜間等学科」,「⑪専修学校(一般課程)夜間等学科」,「⑫専修学校(高等課程)通信制学科」,「⑪専修学校(一般課程)通信制学科」,「⑭各種学校(外国人学校)」,「⑮各種学校(その他)」の別を記入してください。
- 【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。
 - イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の $1 \sim 5$ は除きます。
 - 1児童福祉法第33条の2第1項,第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により 親権を行う児童相談所長
 - 2児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - 3法人である未成年後見人
 - 4民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと された未成年後見人
 - 5 その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
 - ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変 前及び家計急変後の収入を証明する書類等(確認書類)を提出してください。
 - ハ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。 ②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」と は、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当し ます。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」 は、④~⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
 - ニ ①又は③に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。
 - ホ ④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合 法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。
 - 15歳(中学生は除く。)以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。

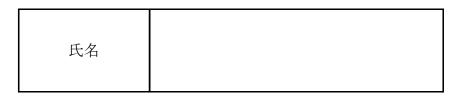
留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。(専攻科に在学している者を除く)
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

令和5年 月 日

同意書

私は、奨学のための給付金審査のため、高等学校等就学支援金制度等の関係書類(課税証明書・生活保護受給証明書等)を利用することに同意します。



※氏名は、給付金受給申請者の方が自筆で署名してください。

沖縄県知事 殿

委任状

私が支給を受ける高校生等奨学給付金を下記の学校徴収金等に充てることについて、
学校長に委任することを了承します。

記

申請者住所	〒	ふりがな			
		申請者氏名			
		学年・組・出席番号	年	組	番
		生徒氏名			
学校徴収金等	○学校徴収金(修学旅行費、教材費、学年費、○団体徴収金(PTA会費等の経費)	実習費等)			

※学校長は給付金を学校徴収金等に充てた後でなお、給付金に残余がある場合、その金額を申請者 (保護者等)に支給する。